

令和4年2月10日開会

# 令和4年2月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その4)



## 目 次

第 77 号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	1頁
第 78 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	3
第 79 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5
第 80 号	徳島県学校職員給与条例の一部改正について	7
第 81 号	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9
第 82 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	11
第 83 号	徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	13
第 84 号	「未知への挑戦」とくしま行動計画の変更について	15
第 85 号	教育委員会教育長の任命について	17
第 86 号	監査委員の選任について	19
第 87 号	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第15号）	21
補正予算説明		
1	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第15号）説明書	25
(1)	歳入歳出補正予算（第15号）事項別明細書	25
1	総 括	25
2	歳 入	29
3	歳 出	31



## 第七十七号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第二項(同条第三項又は第二条の規定による改正

後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五（給与条例第十一条第二項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、百七・五分の十五）

二 給与条例第十一条第三項に規定する再任用職員 七十二・五分の十（特定幹部職員にあつては、六十二・五分の十）

三 第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定の適用を受ける職員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 提案理由

国家公務員の給与改定が行われることに鑑み、本県の一般職の職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十八号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月の知事等（知事等の給与に関する条例第一条に規定する知事等をいう。）の期末手当の支給についての改正後の同条例第七条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは」とあるのは「あるのは」と、「し、同条第五項」とあるのは「、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第二項第一号中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」と、同条例附則第三項中「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）」とあるのは「給与条例」とし、同条第五項並びに同条例附則第三項及び同項の規定により読み替えられた同条例附則第二項」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第五項（新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごと」に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「給与条例の適用を受ける者その他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第九条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第二

項及び第三項に係る」とする。

(任命権者への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

#### 提案理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十号

徳島県学校職員給与条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び徳島県学校職員給与条例第十五条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十六条第一項、第二項、第四項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 百二十七・五分の十五

- 二 徳島県学校職員給与条例第五条第十一項に規定する再任用学校職員 七十二・五分の十
- 三 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。  
（人事委員会への委任）
- 四 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 提案理由

国家公務員の給与改定が行われることに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十一号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の徳島県教育委員会が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第五項（新条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「徳島県学校職員給与条例の適用を受ける者その他の徳島県教育委員会が定める者との権衡を考慮して徳島県教育委員会が定める」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第十条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第二項及び第三項に係る」とする。

(徳島県教育委員会への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、徳島県教育委員会が定める。

提案理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用学校職員の期末手当について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十二号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条第二項（同条第三項又は第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる警察職員以外の警察職員 百二十七・五分の十五（給与条例第十八条第二項に規定する特定幹部警察職員（以下「特定幹部警察職員」という。）にあつては、百七・五分の十五）

二 給与条例第五条第十一項に規定する再任用警察職員 七十二・五分の十（特定幹部警察職員にあつては、六十二・五分の十）

三 第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第三項の規定の適用を受ける警察職員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 提案理由

国家公務員の給与改定が行われることに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十三号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和三年十二月に徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）

第九条第五項（新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第 号）附則第三項に係る」と、同

項ただし書中「、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「給与条例の適用を受ける者その他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第九条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第

号) 附則第二項及び第三項に係る」とする。

(任命権者への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

提案理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 84 号

「未知への挑戦」とくしま行動計画の変更について

令和3年3月10日議決を経た「未知への挑戦」とくしま行動計画の一部を別冊のとおり変更する。

令和4年3月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

「未知への挑戦」とくしま行動計画の一部を変更することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 85 号

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に，次の者を任命する。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県鳴門市大麻町板東字大林	榑 浩 一	

提案理由

榑浩一氏は，令和 4 年 3 月 31 日教育委員会教育長の任期が満了するので，同氏を再任するため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 86 号

監査委員の選任について

監査委員に，次の者を選任する。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷176番地1	西 沢 貴 朗	昭 和 25 年 8 月 18 日
徳島県徳島市中吉野町4丁目49番地の1 アルファステイツ中吉野町Ⅱ 904号	梶 原 一 哉	昭 和 38 年 1 月 1 日

提案理由

監査委員原徹臣，福山博史の両氏の辞職に伴い，その後任として西沢貴朗，梶原一哉の両氏を選任するため，地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 87 号

令和 3 年度徳島県一般会計補正予算（第15号）

令和 3 年度徳島県一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ584,320,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 117,070,763	千円 3,200,000	千円 120,270,763
	2 国庫補助金	91,283,035	3,200,000	94,483,035
歳入	合計	581,120,084	3,200,000	584,320,084

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 63,004,609	千円 750,000	千円 63,754,609
	6 防災費	16,277,714	750,000	17,027,714
7 商工費		72,792,871	2,450,000	75,242,871
	1 商業費	64,187,589	2,450,000	66,637,589
歳出合計		581,120,084	3,200,000	584,320,084

## 第2表 繰越明許費補正

## 1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	6 防災費	危機管理調整費	千円 1,000,000	千円 1,750,000
7 商工費	1 商業費	中小企業総合支援費	200,000	2,650,000

補 正 予 算 説 明 書



令和3年度徳島県一般会計補正予算（第15号）説明書

歳入歳出補正予算（第15号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	79,000,000	—	79,000,000	—
02 地方消費税清算金	32,959,000	—	32,959,000	—
03 地方譲与税	13,283,690	—	13,283,690	—
04 地方特例交付金	377,523	—	377,523	—
05 地方交付税	168,001,786	—	168,001,786	—
06 交通安全対策特別交付金	196,000	—	196,000	—
07 分担金及び負担金	1,127,058	—	1,127,058	—
08 使用料及び手数料	5,828,603	—	5,828,603	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	117,070,763	3,200,000	120,270,763	29
10 財産収入	706,581	—	706,581	—
11 寄附金	67,604	—	67,604	—
12 繰入金	76,395,651	—	76,395,651	—
13 繰越金	13,204,556	—	13,204,556	—
14 諸収入	18,062,269	—	18,062,269	—
15 県債	54,839,000	—	54,839,000	—
歳入合計	581,120,084	3,200,000	584,320,084	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	967,069	—	967,069				—	
02 総 務 費	63,004,609	750,000	63,754,609	750,000			31	
03 民 生 費	68,039,116	—	68,039,116				—	
04 衛 生 費	58,726,422	—	58,726,422				—	
05 労 働 費	5,084,765	—	5,084,765				—	
06 農 林 水 産 業 費	33,455,543	—	33,455,543				—	
07 商 工 費	72,792,871	2,450,000	75,242,871	2,450,000			33	
08 土 木 費	67,706,302	—	67,706,302				—	
09 警 察 費	22,128,564	—	22,128,564				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	82,685,988	—	82,685,988					—
11 災害復旧費	1,038,419	—	1,038,419					—
12 公債費	70,634,975	—	70,634,975					—
13 諸支出金	34,705,441	—	34,705,441					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
歳出合計	581,120,084	3,200,000	584,320,084	3,200,000				—

## 2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	17,150,044	750,000	17,900,044	03 防 災 費 国 庫 補 助 金	750,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 750,000
06 商工費国庫補助金	4,560,889	2,450,000	7,010,889	03 商 業 費 国 庫 補 助 金	2,450,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 2,450,000
計	91,283,035	3,200,000	94,483,035			



### 3 歳 出

(款) 02 総 務 費  
(項) 06 防 災 費

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 防災総務費	16,179,682	750,000	16,929,682	750,000				10 需用費	3,000	1 危機管理調整費 750,000
								11 役務費	3,000	
								12 委託料	743,000	
								13 使用料及び賃借料	1,000	
計	16,277,714	750,000	17,027,714	750,000						



(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前額 の	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
03 中小企業 指導費	768,874	2,450,000	3,218,874	2,450,000			10 需用費	4,000	1 中小企業総合支援費    2,450,000	
							11 役員費	5,000		
							12 委託料	2,440,000		
							13 使用料及び 賃借料	1,000		
計	64,187,589	2,450,000	66,637,589	2,450,000						



